

JQA 電磁環境認証制度 (JQA-EMC マーク認証制度)

お申し込みの手引き



2016 年 8 月 30 日
一般財団法人 日本品質保証機構

目 次

1. はじめに	1
1-1 JQA について	1
1-2 JQA 電磁環境認証制度	1
2. JQA の業務について	2
2-1 JQA 電磁環境認証制度認証品目	2
2-2 データ活用について	3
2-3 申込者の権利と義務について	3
2-4 JQA-EMC マーク認証制度に関する苦情および異議申し立てについて	3
3. 手続きについて	4
3-1 申し込み	4
3-2 製品試験の実施	4
3-3 認証の決定	5
3-4 契約の締結	5
3-5 認証書の発行	5
3-6 申し込み内容の変更・取り下げについて	5
4. JQA-EMC マーク認証製品への表示	5
5. 認証取得者の権利と義務について	5
6. JQA-EMC マーク認証の一時停止、取り消しまたは契約解除について	5
7. 費用について	6
添付 1: 図-1 JQA-EMC マーク認証取得までの流れ	8
添付 1: 図-2 JQA-EMC マーク認証維持の流れ	8
添付 2: 表-1 適用規格および機器種別分類	9

1. はじめに

1-1. JQA について

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)は、1957年に当時の民法第34条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011年4月1日に一般財団法人に移行した法人です。

当機構は、主に手数料等の事業収入によって運営され、第三者試験・検査・認証等機関として事業を実施し、公平性・中立性を保持しています。

当機構概要および当機構の実施している認証、登録、試験等については当機構ホームページ：<http://www.jqa.jp> をご覧ください。

1-2. JQA 電磁環境認証制度

JQA は、携帯電話、コンピュータ等の電子・電気機器および無線通信機器の増加に伴い、お互いに干渉しあい、他の機器への妨害、誤動作、混信等が増えていることを背景に、これらの妨害環境等から機器が保護されていることおよび環境を不要電波で汚染していないことを認証するための制度として「JQA 電磁環境認証制度」(略称「JQA-EMC マーク認証制度」)を創設し、2001年からJQA 電磁環境認証を実施しています。

2. JQA の業務について

当機構は、お申し込みいただいた電気製品の試験基準に基づく評価を行い、適合と判断した場合に当該製品を JQA-EMC マーク認証制度に基づき認証します。

JQA-EMC マーク認証制度の対象は、国内および国外を問わず製品の製造、輸入または販売を行っている全ての事業者および認証対象製品・設備購入者(使用者とも言う)となります。ただし、ロット認証を申し込む国外の事業者は、国内に法人格を有する者または日本国籍を有する私人を代理人に定めていただくことになります。

次のような場合には、申込受付をお断りさせていただくか、認証の評価実施を保留とさせていただきます場合があります。

- (1) 申込内容が、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からの申し込みに関与する場合。
- (2) お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがある場合。
- (3) 当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
- (4) 申込内容が、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- (5) その他、申し込みについて当機構が不適切と判断した場合

2-1. JQA 電磁環境認証制度認証方式

分類	概要	試験内容	JQA-EMC マーク
モデル認証	製品試験に基づき、モデルを単位とした認証方式です。フォローアップとして年 2 回の確認試験を行います。認証済みモデルに右記マークを申込者が添付します。	1) 該当 EMI 試験	
		2) 該当 EMI 試験および 該当 EMS 試験	
ロット認証	製品試験に基づき、同一モデル名のロットを単位とした認証方式です。申込時申告された数の製品に対し、申込者が JQA より右記ラベルを購入し JQA 職員立合いのもとラベルを添付します。	3) 該当 EMI 試験	
		4) 該当 EMI 試験および 該当 EMS 試験	
ロゴ付き試験成績書	製品試験に基づき、申し込みされた試験品に限り適合を証明する成績書を発行します。モデル認証あるいはロット認証のどちらか該当するラベルを選択できます。	該当 EMI 試験	1)あるいは 3) から選択
		該当 EMI 試験および 該当 EMS 試験	2)あるいは 4) から選択

- ・製品試験とは、認証のために、当該製品 1 台に対して適用される試験のことを示します。
- ・確認試験とは、モデル認証においてフォローアップのために行われる年 2 回の試験を示します。認証対象製品を製造ラインから 1 台抜き取り上記製品試験と同様の試験を行います。
- ・出張試験: 申込者から出張試験の依頼があったときは、申込者が指定した試験場所に当該試験を行うために必要な設備が完備されており、かつ、機構が支障なく試験が行えることを確認の上、出張試験を行います。

2-2. データ活用について

活用可能なデータは下記の通りです。

- ・S-JQA マーク認証制度に基づく試験データ
- ・JQA と MOU を取り交わしている機関の試験データ

その他、データの活用を希望する場合にはご相談に応じます。

活用を希望する試験報告書がありましたら、申込書に記載してください。

2-3. 申込者の権利と義務について

申込者の権利と義務については、申込書の「JQA認証・試験・海外認証等のお申し込みに関する了承事項」に記述していますので、ご確認ください。

認証取得後のJQA-EMCマーク認証取得者の権利と義務については、契約書に別途記載しています。

2-4. JQA-EMC マーク認証制度に関する苦情および異議申し立てについて

申込者等からの JQA-EMC マーク認証制度全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情等については、規定に基づき誠意をもってこれに対応します。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から 45 日以内に文書にてお申し出ください。申し立てを受理した日より 3 ヶ月以内に回答します。

3. 手続きについて

お客さまが当機構に JQA-EMC マーク認証制度のお申し込みをしてから、JQA-EMC マーク認証を取得されるまでの流れは、添付 1 の図-1 に記載しています。

3-1. 申し込み

「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「電磁環境試験 申込書」にご記入いただき、下記まで郵送、またはメールあるいはファックスにて送付してください。「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「電磁環境試験 申込書」は、当機構ホームページからご入手ください。申込書の記載につきましては、ホームページにある記入例をご参照ください。なお、メールでの送付は手続きの都合上、申込書を PDF に変換のうえ添付ください。

また、申込時に下記必要書類および試験サンプル等もご準備下さい。

＜必要書類＞①以外はお客さまのフォーマットでご用意ください。

- ① 申込補助用紙(ノイズ発生源リスト、試験条件の詳細等): 該当試験部署よりファックス/メール等により入手して下さい。
- ② 試験時の動作に必要な操作説明書あるいは、取扱説明書
- ③ ノイズ対策品リスト
- ④ ノイズ対策品を含んだ回路図あるいはブロック図

＜試験サンプル等＞

適用規格によっては、試験のための周辺機器、対向機、シミュレータ、I/F ケーブル、およびテストモードの情報等が必要になります。

不明の場合は、適用規格、製品仕様(I/F ボードの情報が重要です)をご用意の上該当試験部署にお問い合わせください。

送付先:

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター 営業課

Tel: 042-679-0246

Fax: 042-679-0170

E-mail: jtp-safety-cstm@jqa.jp

住所: 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター 営業課

Tel: 072-729-2244

Fax: 072-728-6848

E-mail: kita-customers@jqa.jp

住所: 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

3-2. 製品試験の実施

JQA-EMC マーク認証は、添付2に記載する機器分類ごとに適用される規格にて実施いたします。製品試験において不適合が発生した場合、該当試験部署より申込者に不適合内容等をご連絡いたします。

＜試験サンプルの対策＞ 適合に必要な対策を施す場合、対策方法等につきまして該当試験部署にご連絡ください。

＜申し込みの取り下げ＞ 上記処理を行う前あるいは後において、申し込みを取り下げる場合は、それまでに要した費用を算出しご請求いたします。

3-3. 認証の決定

製品試験終了後に、認証実施部署にて JQA-EMC マーク認証の決定に係る判定を行います。

3-4. 契約の締結

JQA-EMC マークの使用許諾等について契約します。締結は、初めての認証が完了する前に行います。

3-5. 認証書の発行

認証が決定した場合、当機構は認証書を発行します。認証書は、申し込みに係る費用の請求書と併せてお送りします。

3-6. 申し込み内容の変更・取り下げについて

申し込み受領後に、申し込み内容の変更・取り下げを希望する場合は、速やかにご連絡ください。

4. JQA-EMC マーク認証製品への表示

JQA-EMC マーク認証制度に基づいて認証された証として、製品等に表示するものです。JQA-EMC マークおよび表示の方法については、2-1 項を参照してください。

また、JQA-EMC マークの使用に関して、申込者は以下の文書による説明文を取扱説明書等に示す必要があります。

EMI 認証用

使用者への情報

この製品は JQA 電磁環境認証制度に基づく妨害波規格(認証書に記載された規格名を記載する)に関する適合品です。この製品は、取扱説明書等に記載された環境で使用することを目的としていますが、この製品をラジオ、テレビジョン受信機あるいは他の無線受信機等に近接して使用すると、受信障害を引き起こすことがあります。

取扱説明書に従って正しい使い方をして下さい。

EMC 認証用

使用者への情報

この製品は JQA 電磁環境認証制度に基づく妨害規格(認証書に記載された規格名を記載する)に関する適合品です。この製品は、取扱説明書等に記載された環境で使用することを目的としていますが、この製品をラジオ、テレビジョン受信機あるいは他の無線受信機等に近接して使用すると、受信障害を引き起こすことがあります。またこの製品の使用環境によっては、一時的な動作劣化を生ずることがあります。

取扱説明書に従って正しい使い方をして下さい。

5. 認証取得者の権利と義務について

認証取得者は、JQA-EMC マークを付した製品を製造・出荷することができます。

認証の維持には、年2回の確認試験の実施とライセンス維持費用のお支払いが必要となります。

市場における JQA-EMC マーク認証製品の事故・不具合等の発生を発見した場合は、速やかに当機構に認証取得者が報告をしてください。その他認証取得者の権利と義務については、「契約書」に記述していますので、ご確認ください。

6. JQA-EMC マーク認証の一時停止、取り消しまたは契約解除について

認証の一時停止、取り消しまたは契約解除の主な事項は以下の通りです。実施する場合は、書面にてご連絡します。

- (1) 認証継続の要件(技術基準適合等)に適合しない時
- (2) 認証継続に必要な情報を報告しないか、虚偽の報告を行った時
- (3) すでに認証の取り消しを受けたにもかかわらず JQA-EMC マークを使用した時
- (4) 認証製品以外の製品に JQA-EMC マークを表示している時
- (5) 契約条項に違反し、催告にもかかわらず違反を是正しなかった時

7. 費用について

費用は下表からなります。

料金項目	モデル認証(シリーズも含む)	ロット認証	ロゴ付き試験成績書
ライセンス料	30,000 円(モデルごと)	30,000 円(モデルごと)	—
製品試験料 (認証時の試験)	1)基本モデル: 電磁環境試験料金表による 2)シリーズ中の類似モデル: タイプ A: 18,000 円 タイプ B: 1)と同じ	電磁環境試験料金表による	電磁環境試験料金表による
確認試験料 (認証後のフォローアップ試験)	1)基本モデル: 製品試験料の 1/2 2)シリーズ中の類似モデル: タイプ A: 18,000 円 タイプ B: 製品試験料の 1/2	—	—
認証ラベル代	—	10 円/1 枚(JQA 職員立合に要する実費請求)	製品試験終了後 JQA 職員により添付(無料)
ライセンス維持料(年間維持料)	30,000 円	—	—
特別確認試験料 (必要があった場合)	電磁環境試験料金表による	電磁環境試験料金表による	電磁環境試験料金表による

注 1:「認証書」はモデルごとに発行されます。

注 2:「タイプ A」とは、基本モデルに対して、構造が同一または EMI/EMS 特性に影響のない範囲で類似であるモデルをさします。

「タイプ B」とは、基本モデルに対して、構造が EMI/EMS 特性に影響を及ぼすと判断される類似モデル。

注 3: 認証取得後の変更について、

1)「認証書」:モデルごとに対して再発行します。

2)「ライセンス料」:上記ライセンス料を適用します。

3)「製品試験料」:

「変更Ⅰ」:認証済モデルに対して、EMI/EMS 特性に影響を及ぼさない変更の場合、18,000 円

「変更Ⅱ」:認証済モデルに対して、EMI/EMS 特性に影響を及ぼす変更の場合、電磁環

境試験料金表を適用します。

お問い合わせ先:

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター 営業課

Tel: 042-679-0246

Fax: 042-679-0170

E-mail: jtp-safety-cstm@jqa.jp

住所: 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター 営業課

Tel: 072-729-2244

Fax: 072-728-6848

E-mail: kita-customers@jqa.jp

住所: 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

(添付 1)

図-1 JQA-EMC マーク認証取得までの流れ

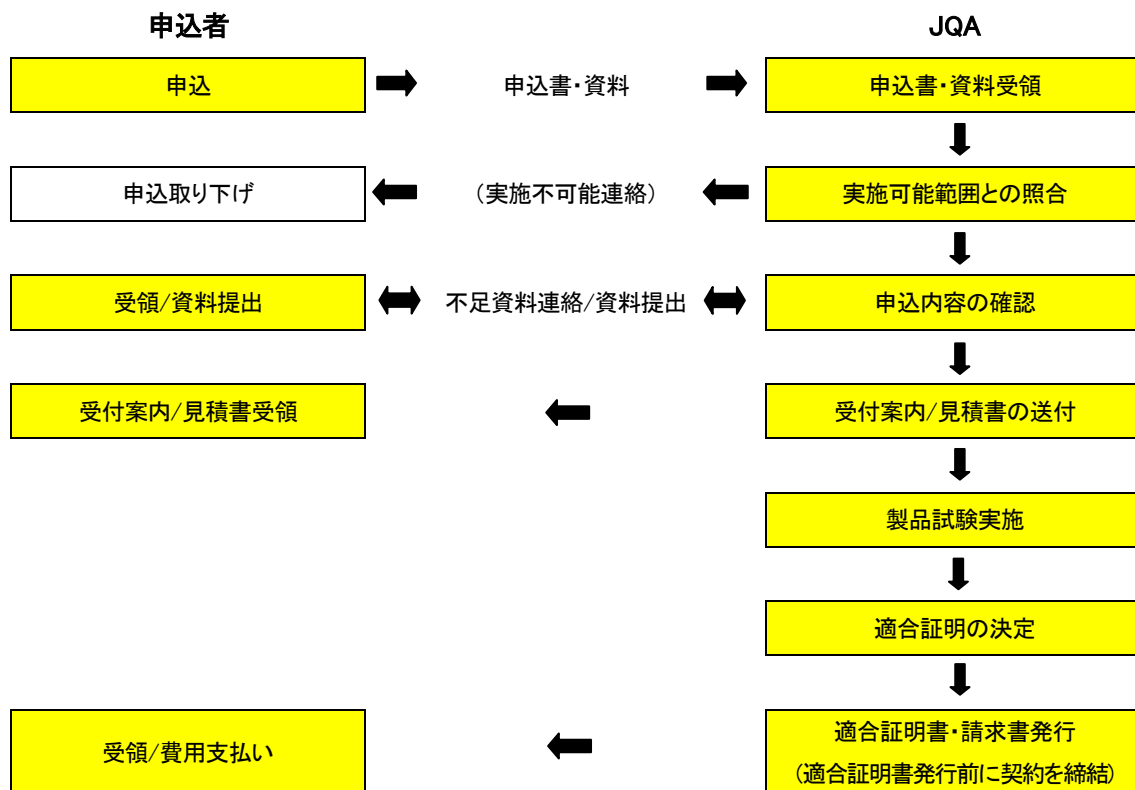
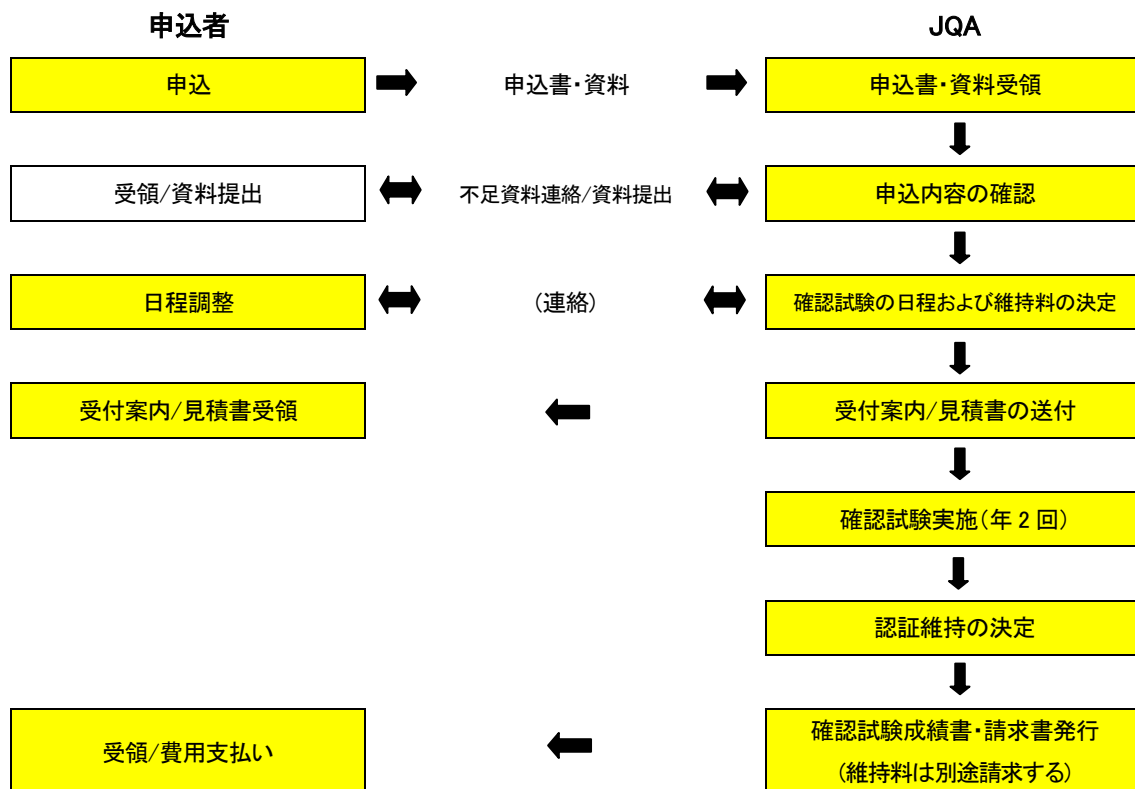


図-2 JQA-EMC マーク認証維持の流れ



(添付 2)

表-1: 適用規格および機器種別分類

分類	製品群	電気製品名	電気用品安全法 別表第十の章	IEC/CISPR 規格 (電気用品安全法別表第十二)
1 類	ISM 機器	電子レンジ 超音波洗浄機等	2 5	CISPR 11(J55011) IEC 61000-6-1 または IEC 61000-6-2
2 類	放送用受信機	TV/FM/VCR 等	3 5 8	CISPR 32(J55013) CISPR 35
3 類	家庭用機器	掃除機 洗濯機等	5	CISPR 14-1(J55014) CISPR 14-2
4 類	照明機器	蛍光灯	7	CISPR 15(J55015) IEC 61547
5 類	情報機器	PC、ゲーム等	4 8	CISPR 32(J55022) CISPR 35
6 類	その他	—	—	—

該当 EMI 規格を基本としますが上記の他、オプションとして IEC61000-3 シリーズ(電源高調波等)、IEC61000-4 シリーズ(EMS:イミュニティー)、これに準ずる JIS 規格、各国規格および機構の認めた規格が適用できます。

なお、製品試験に採用された規格の詳細は、認証書および認証記録に記載されます。